

態で、管理棟、トイレ、東屋、炊事場、シャワールームその他の必要最小限の附属設備のみが設置される場合には、第二種特定工作物には該当しないものとする。コテージ等附属設備の範囲を超えるものは建築物の建築に当たり、開発許可を要する。

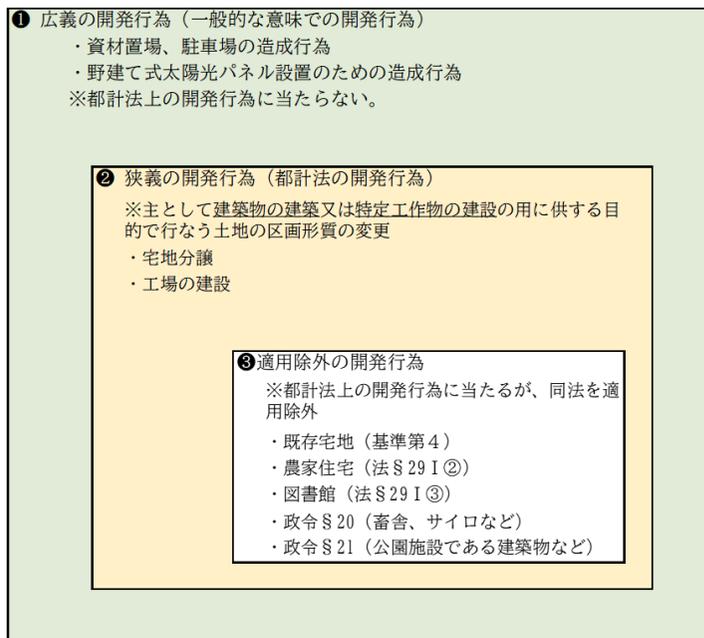
なお、遊具については、キャンプ場の規模が1ha以上であるときは、第二種特定工作物として、開発許可を要する。

- (3) 第二種特定工作物の用地として工事が完了した土地について、区画形質の変更を伴って、附属建築物以外の建築物を建築するときは、改めて開発許可を要する。

8. 連名での開発許可申請について

連名での開発許可申請が行われ、開発行為の目的が複数ある場合は、①非自己用、②自己業務用、③自己居住用の順に当該開発行為全体の目的とする。

《開発行為の定義イメージ図》



第4 既存宅地の定義等

次に掲げる土地は、形状の変更（第3-1-(2)参照）又は区域内道路

態で、必要最小限の附属建築物のみが建築される場合には、第二種特定工作物には該当しないものとする。

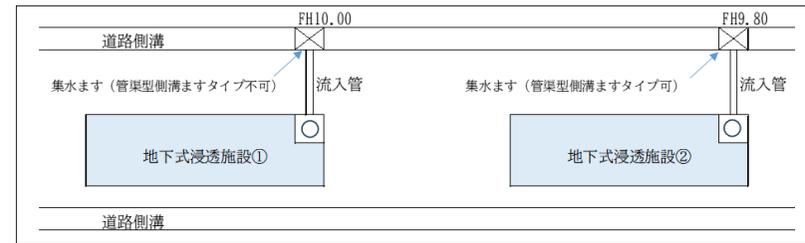
第4 既存宅地の定義

次に掲げる土地は、形状の変更（第3-1-(2)参照）又は区域内道路

- f 管理人孔は浸透施設等と接するように設置し、接する側面には上下に流入管と同口径で浸透施設等への導入部を設けること。ただし、ポーラスコンクリート製の場合には、導入部を設けず、上部にオーバーフロー管を設けること。
- g 管理人孔から浸透施設等への導入部のうち、下部にはフィルターを設置すること。(ポーラスコンクリート製の場合を除く。)

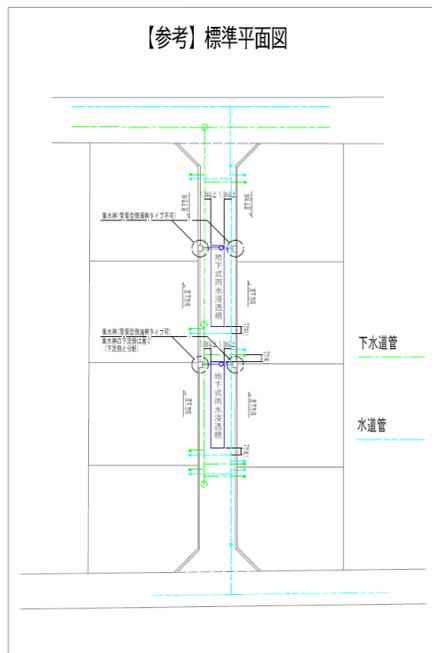
- (イ) 道路内に設置する場合は、道路を縦・横断する上下水道管（配水管、給水管、下水管渠及び取付管をいう。以下同じ。）についてはその管芯から水平距離で1 m以上_____、浸透施設等から離隔を確保すること。
- (ウ) 道路内に設置する場合は、雨水浸透による宅地への影響を考慮して隣接する宅地から水平距離で原則として2 m以上、浸透施設等から離隔を確保することを原則とし、舗装よりも下に設置すること。なお、道路側溝等の構造物がある場合の上下水道管については、当該構造物の端（宅地側ではない方の端）から水平距離で0.3 m以上、離隔を確保すること。
- (カ) 浸透施設等の上部には構造物（道路側溝から管理人孔への流入管を除く。）を設けないこと。

- f 管理人孔は浸透施設等と接するように設置し、接する側面には上下に流入管と同口径で浸透施設等への導入部を設けること_____。
- g 管理人孔から浸透施設等への導入部のうち、下部にはフィルターを設置すること_____。



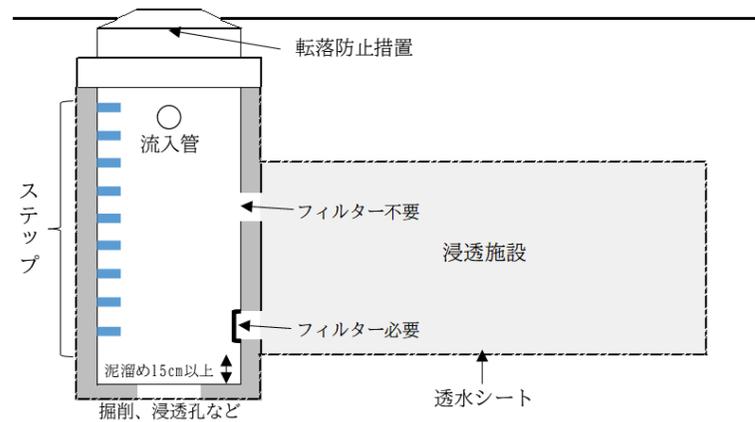
- (イ) 道路内に設置する場合は、道路を縦断_____する上下水道管（配水管、給水管、下水管渠及び取付管をいう。以下同じ。）についてはその掘削線から水平距離で1 m以上、道路を横断する上下水道管については水平距離で2 m以上、浸透施設等から離隔を確保すること。
- (ウ) 道路内に設置する場合は、雨水浸透による宅地への影響を考慮して隣接する宅地から水平距離で0.3 m以上、浸透施設等から離隔を確保することを原則とし、舗装よりも下に設置すること_____。
- (カ) 浸透施設等の上部には構造物_____を設けないこと。

《標準図》地下式の浸透施設等



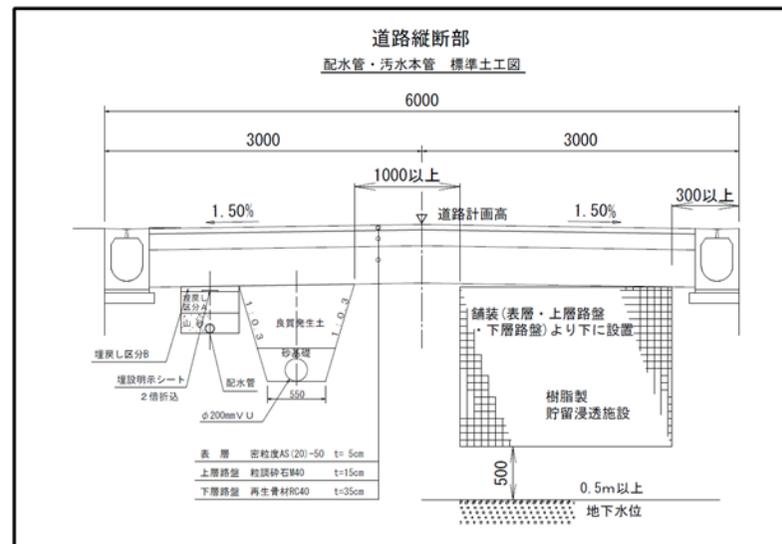
《参考》

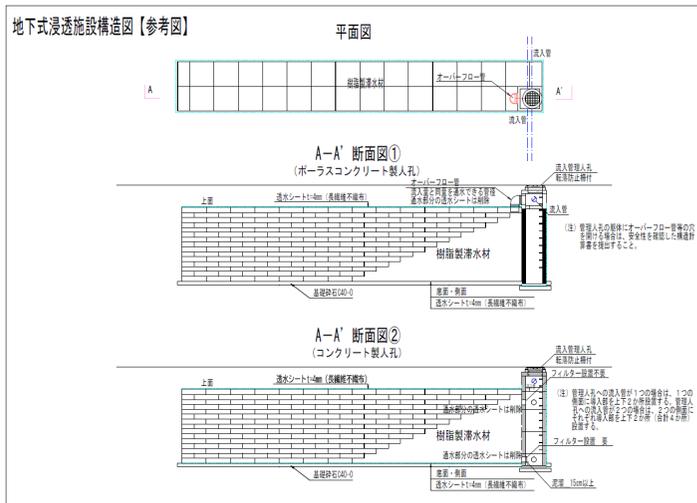
【管理人孔イメージ】



(注) 流入管が1つの場合は、1つの側面に導入部を上下2か所
 流入管が2つの場合は、2つの側面にそれぞれ導入部上下2か所 (合計4か所)

《参考図》地下式の浸透施設





(2) 開発事業者が所有し、及び管理する浸透施設等に関する基準の技術的細目は、次のとおりとする。

ウ 地下式の浸透施設等に関する事項

(ウ) 管理人孔を設置しない場合は、維持管理のため原則として点検口を設置すること。

(エ) 浸透施設等の上部には構造物(道路側溝から管理人孔への流入管及び歩車道ブロック等の小構造物を除く。)を設けないこと。

第13 擁壁等に関する基準 (法第33条第1項第7号関係)

3 擁壁の構造

(2) 開発事業者が所有し、及び管理する浸透施設等に関する基準の技術的細目は、次のとおりとする。

ウ 地下式の浸透施設等に関する事項

(ウ) _____維持管理のため、原則として点検口を設置すること。

(エ) 浸透施設等の上部には構造物 _____を設けないこと。

第13 擁壁等に関する基準 (法第33条第1項第7号関係)

3 擁壁の構造

(3) 擁壁の高さが2mを超えるものについては、建築確認申請を行うこと。

第19 変更の許可等に関する基準（法第35条の2関係）

開発許可の変更等の取扱い

変更事項	変更許可	変更届
● 開発区域の位置、区域及び規模（法第30条第1項第1号）		
開発区域の位置、区域及び規模の変更	○	—
※測量誤差による面積の増減は、工事完了届提出時の図面差替えて可		
● 予定建築物等の用途（法第30条第1項第2号）		
予定建築物等の用途の変更	○	—
● 開発行為に関する設計（法第30条第1項第3号）		
公共・公益的施設（道路、公園、雨水浸透施設、防火水槽、ごみ置場等）の変更（管理者との協議を要するもの）	○	○ (ごみ置場の位置の変更)
区画数の変更	○	—
予定建築物等の敷地形状の変更（敷地規模の1/10以上の増減、住宅以外の敷地の増加を伴うもので1,000㎡以上となるもの）	○	—
予定建築物等の敷地形状の変更（上記以外の場合）	—	○
切土・盛土の変更（形状の変更を伴う場合）	○	※内容によっては、変更届による取扱いも可
切土・盛土の変更（上記以外の場合）		
がけ・擁壁の位置の変更		
がけの処理方法の変更（がけ高さ、処理方法）		
擁壁の工法の変更		
擁壁の寸法の変更（高さ、勾配）	○	—
道路の変更（位置、形状、幅員）		
排水処理方法の変更（敷地外放流から浸透施設への変更等）	○	—
排水放流先の変更	○	—
排水処理の位置、経路等の変更	○	—
給水施設の位置、経路等の変更	—	○
● 工事施行者（法第30条第1項第4号）		
工事施行者の変更（自己用1ha以上、非自己用の開発行為の場合）	○	—
工事施行者の変更（上記以外の場合：自己用1ha未満）	—	○
● その他省令で定める事項（法第30条第1項第5号）		
工事着手・完了予定日の変更	—	○
自己用・非自己用、居住用・業務用に係る変更	○	—

第19 変更の許可等に関する基準（法第35条の2関係）

1 変更の許可による行為について

- (1) 開発区域（開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区）の位置、区域及び規模の変更
- (2) 開発区域内の予定建築物等の用途の変更
- (3) 法第30条第1項第3号の開発行為に関する設計の変更で次に掲げるもの。ただし、変更届に係るものを除く。

ア 設計説明書 省令第16条第3項に掲げる記載事項の変更

- (ア) 設計の方針
- (イ) 開発区域内の土地の現況
- (ウ) 土地利用計画
- (エ) 公共施設の整備計画（公共施設管理者となるべき者及び公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項を含む。）

イ 設計図 省令第16条第4項に規定する設計図の明示すべき事項の変更

- (ア) 現況図 地形、開発区域の境界、開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設並びに令第28条の2第1号に規定する樹木又は樹木の集団及び同条第2号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の状況
- (イ) 土地利用計画図 開発区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状、敷地に係る予定建築物等の用途、公益的施設の位置、樹木又は樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び形状
- (ウ) 造成計画平面図 開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分、がけ（地表面が水平面に対し30度を超える角度を成す土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。）又は擁壁の位置並びに道路の位置、形状、幅員及び勾配
- (エ) 造成計画断面図 切土又は盛土をする前後の地盤面
- (オ) 排水施設設計画平面図 排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れる方向、吐口の位置及び放流先の名称
- (カ) 給水施設設計画平面図 給水施設の位置、形状、内のり寸法及び取水方法並びに消火栓の位置
- (キ) がけの断面図 がけの高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、切土又は盛土をする前の地盤面並びにがけ面の保護の方法

(ク) 擁壁の断面図 擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法

(4) 工事施行者の変更（変更届に係るものを除く。）

(5) 自己用若しくは非自己用又は居住用若しくは業務用の別の変更

(6) 資金計画の変更（自己の居住用又は1ha未満の自己の業務用の開発行為を除く。）

2 変更届による行為について

(1) 設計の変更のうち、予定建築物等の敷地の形状の変更（ただし、次のものを除く。）

ア 予定建築物等の敷地の規模の10分の1以上の増減を伴う場合

イ 住宅以外の建築物又は第一種特定工作物の敷地の規模の増加を伴うもので、当該敷地の規模が1,000㎡以上となる場合

(2) 工事施行者の変更（非自己用又は1ha以上の自己の業務用の開発行為にあっては、工事施行者の氏名若しくは名称又は住所が変更になる場合に限る。）

(3) 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更